

下関市立市民病院レントゲンフィルム廃棄に伴う売り払い業務 仕様書

1 業務の目的

本業務は、保存期間が経過し、廃棄対象となったレントゲンフィルムについて、専門業者に適切に廃棄処分させるとともに、処分にあたりレントゲンフィルムから貴金属(銀)が生じることから有価物として売り払い処分とするものである。

2 業務場所

下関市向洋町一丁目 13 番 1 号 下関市立市民病院 地下 1 階倉庫
下関市向洋町一丁目 206 番 1 下関市向洋町倉庫 1、2 階

3 業務内容

(1)業務場所に保管している廃棄対象のレントゲンフィルムを収集運搬し、廃棄処分するとともに処分に際して貴金属(銀)を生成させること。

(2)レントゲンフィルムは、箱詰めにて床置き又は紙ケースで書架に保管されている。収集運搬にあたっては買い取り者にて適宜、段ボールや紐などで荷造りの上、飛散等が絶対に発生することの無いように注意すること。

4 廃棄対象フィルム見込量

10,000 kg程度

※詳細な物量の把握のため、現地確認が必要な場合は入札参加表明と併せて申し出ること。

5 履行期限

収集運搬、廃棄処分及び買い取り金の入金期限は、平成 31 年 3 月 29 日(金)までとする。但し、下関市立市民病院地下倉庫の保管分の運び出し作業は、平成 31 年 2 月 28 日(木)までに終了させること。

6 注意事項

(1)遂行にあたっては、業務場所周辺の車両及び歩行者の安全、環境に十分配慮し、履行に際しては病院職員の指示に従うこと。

(2)履行日時等の詳細は事前に病院職員と協議の上、承認を得ること。

(3)段ボールや紙ケースも買い取り者にて処分すること。

(4)応札金額は、レントゲンフィルム 1 kgあたりの買い取り単価(消費税及び地方消費税額を除く。)とすること。

(5)レントゲンフィルムの収集運搬、廃棄処分等、業務履行に係る費用は買い取り者にて負担すること。ついては、当該費用を相殺した有価物の買い取り単価を積算し応札すること。

(6)最終の買い取り金は消費税及び地方消費税額を加算した額を病院に入金すること。

- (7)レントゲンフィルムの取扱いに細心の注意を払うとともに業務上知り得た秘密は他に漏らしてはならないこと。
- (8)事業範囲等の確認書類として該当する産業廃棄物収集運搬及び処分の許可証の写しを提出すること。

- (9)その他協議が必要な事項が発生した場合は、病院と逐次遅延なく協議の上、解決し業務を行うものとする。

7 報告

- (1)最終的なレントゲンフィルムの処分量を記録し報告すること。
- (2)レントゲンフィルムの廃棄処分に関する完了報告書を提出すること。

以 上